

市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、市原火力発電合同会社（以下「本事業者」という。）が千葉県市原市の東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場構内において、石炭を燃料とする市原火力発電所（約 100 万 kW）を新たに建設するものである。本事業で発電した電力の一部は、東京電力株式会社による平成 26 年度電力卸供給入札において落札された電力として、東京電力株式会社に供給されることとなっており、その他は本事業者の出資会社である東燃ゼネラル石油株式会社及び株式会社関電エネルギーソリューションを通じて供給していく計画である。

環境影響評価法は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としており、二酸化炭素排出量が非常に大きい火力発電所については、事業者が国の目標・計画の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討していることが必要である。

平成 27 年 7 月 17 日に我が国の温室効果ガス削減目標である「日本の約束草案」が決定され、国連気候変動枠組条約事務局へ提出されたが、その積み上げに用いたエネルギーミックスにおいて、2030 年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合は 26%程度であり、2013 年度の実績の石炭火力発電の電力量が既にそれを上回っている状況である。さらに石炭火力発電所の新設・増設計画が後を絶たず、石炭火力発電の割合の増加が懸念される場所である。

このような状況において国の目標・計画と整合を取るためには、「燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会合（4 大臣会合）」（平成 25 年 4 月 26 日）で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月 25 日経済産業省・環境省）（以下「局長級取りまとめ」という。）で示されている要件を満たした、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組（以下「枠組」という。）が必要不可欠である。

局長級取りまとめでは、環境影響評価において、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされている。国の目標・計画との整合性については、枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合に、その整合性があると認めることができるとされている。

平成 27 年 7 月 17 日に電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定した電気事業分野の「自主的枠組の概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組には課題がある（別紙 1）。

環境大臣及び経済産業大臣が本年 8 月に、自主的枠組に詰めるべき課題があるとの認識を示してから、電力業界において具体的な仕組みやルールづくり等の検討が進められている。

また、事業者の自主的な取組としての天然ガス火力を超過する分に相当する純増分についての環境保全措置を講じることとしていない。

上記の状況に鑑みれば、本事業については、「日本の約束草案」及びエネルギーミックスの達成に支障を及ぼしかねない。このため、本事業の計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の

目標・計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である。

経済産業省においては、電力業界及び本事業者に対して、具体的な仕組みやルールづくり等に早急に取り組むよう引き続き促す必要がある。

また、温室効果ガス以外の各環境影響に関しては、別紙 2 に意見を記載する。

(以上)

(別紙1)

「自主的枠組みの概要」等について

平成27年7月17日に電気事業連合会加盟10社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者(新電力)有志23社が策定、公表した電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」については、国のCO2削減目標に整合する数値を掲げるものであると評価している。

その上で、掲げられた目標を如何にして達成するのかという実効性の観点から、現時点で公表されている内容については、例えば、

目標を達成するために、石炭火力のCO2排出量をどのようにして削減するのか

進捗管理(PDCA)をするなかで、全体のCO2排出が目標通りにおさまらない場合にどのように対応するのか

など、詰めるべき課題がある。

(別紙2)

本事業における温室効果ガス以外の各環境影響に関する意見

(1) 大気環境

事業実施想定区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域に指定されている。また、大気汚染物質の環境基準を達成していない地点も存在する、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下の十分な配慮が必要。

事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への環境影響が回避・低減されるよう、煙突高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響及び景観について十分考慮した適切な環境保全措置の検討。

また、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による石炭火力発電所が環境影響評価手続中であり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行う等、当該石炭火力発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

水銀の大気排出規制に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討。

微小粒子状物質(PM2.5)の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討。

(2) 水環境

事業実施想定区域の周辺海域は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の指定水域に指定されている。本発電設備の稼働に伴う排水による水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

取放水設備、揚炭栈橋等の工事に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

(3) 温排水

本事業の取放水設備は、既存の発電所の取放水設備が設置されている海域に設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、周辺発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

(4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰について、「セメント原材料等として全量有効利用する計画」であることに鑑み、将来にわたり膨大な量となることから、セメント原材料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先の確保。

(以上)